

生駒市条例第5号

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月10日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年10月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、消防団」を「消防団」に、「市長が任命する。」を「市長が任命し、」に、「、次の各号」を「次の各号」に、「、市長」を「市長」に改め、同条第1号中「又は勤務する者」を「勤務し、又は通学する者」に改める。

第5条第2項第2号を削り、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 第3条第1号に該当しなくなったとき。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。